

砺波市告示第40号

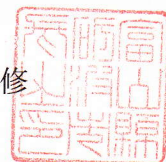
景観計画の図書の縦覧について

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定により、景観計画を定めたので、同法第9条第6項の規定により、次のとおり告示し、当該景観計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成26年4月1日

砺波市長 夏野

修



1 景観計画の名称

砺波市景観まちづくり計画

2 景観計画を定める土地の区域

砺波市全域

3 効力の発生する日

平成26年4月1日

ただし、「第3章 景観まちづくりの基本事項」のうち、「2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」については、平成26年10月1日から適用する。

4 縦覧場所

砺波市栄町7番3号

砺波市建設水道部都市整備課